

当院では、「**入院時食事療養費（Ⅰ）**」の届出を行っており、
管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

～ 標準負担額は下表のとおりとなります ～

入院時食事療養費の標準負担額（１食につき）

一般病棟に入院する患者		標準負担額（１食あたり）
70歳未満	70歳以上	
一般 （下記以外）	一般 （下記以外）	<u>510円</u> ※例外 <u>300円</u> （指定難病患者等）
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ	過去１年間の入院期間が90日以内の場合 <u>240円</u> 過去１年間の入院期間が90日を超える場合 <u>190円</u>
	低所得者Ⅰ	<u>110円</u>